

診療情報管理士会の課題

1. 診療情報管理士がチーム医療推進に果たす役割

- 1) 診療情報管理の専門家として、診療情報の精度の保証と改善を担当し、チーム医療に正確で使いやすい情報環境を整備する。
- 2) チーム医療の間の情報共有を保証し、一貫性のある課題対応に向けた連携と協力を推進する。
- 3) 各専門家に患者問題の多角的な分析に役立つ有益な診療情報を提供し最適な治療計画の作成に貢献する
- 4) 患者の自己決定権の尊重に資するため、診療情報を患者自身へ提供する。

37

2. 診療情報管理の専門性

1) 診療情報の適切な保管管理

診療録および診療諸記録等(保存媒体を問わず)の診療情報について、法令に基づき適正に保管管理を実施する。

2) 診療情報の精度の保証と改善

診療情報管理士が診療情報の監査および適切な管理を行うことにより精度の担保が可能となる。それにより、診療情報の利用価値を高め、医療の質の維持向上が可能となる。

3) 診療情報の標準化の推進

院内データベースの標準化のみならず、クリニカルパス(クリティカルパス)の検討の場において、診療情報の活用の一環として重要な役割を果たしている。

4) 診療情報の利活用

臨床上あるいは病院経営上において、意思決定を支援するため、診療情報に基づく臨床統計を作成する。

5) 情報提供

いわゆるカルテ開示に代表される患者(国民)に対する診療情報提供に関わり、患者への対応はもちろん、併せて診療記録の監査や適正な保管等、関連して重要な役割を果たしている。

38

3. 診療情報管理士の診療報酬評価の見直し

1) 診療録管理体制加算の施設基準の見直し

診療録管理体制加算の施設基準の中にある「1名以上の専任の配置」を「退院患者2000名以上に1名以上の専任の配置」と明確に規定する。

2) 診療録管理体制加算の見直し

診療録管理体制加算(入院初日)30点について、IT化の普及拡大の状況に鑑み適正な金額に見直す。

4. 診療情報管理士の適正配置

診療録管理体制加算の施設基準の中にある「診療記録管理者」を「診療情報管理士」と明確に規定する

39

5. 診療情報管理士の業務内容および責任範囲の明確化

現在、実務では大きく分けて以下の業務がその範囲とされている。

- 1) 診療記録の管理、監査: 紙ベース、電子データベースを問わず
- 2) DPCおよびがん登録等、データベースマネージメント
- 3) これらの記録、データに基づく、診療情報の創出管理、利活用
- 4) 診療記録の開示、病院情報の公開、クリニカルインディケータ等の各種指標やデータの提供等の対応
- 5) 医療機関内部における、診療情報にかかる管理部門としての責任の推敲: 職員教育、特に記録の発生源たる臨床現場職員、データ利用という立場の医事事務職員等に対して指導する

40